

組 合 報

公告第793号

当組合 各種健康診査等補助金支給規程の制定について

表題の規程について、令和3年2月19日開催の組合会にて下記のとおり了承されましたので、公告いたします。

記

(目的)

第1条 この規程は、北陸電力健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者および被扶養者が一般医療機関及び直接契約医療機関において健康診査等を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、定期的な健康診断等の受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。

(健診等の範囲)

第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 人間ドック(日帰り・1泊2日)
ただし、組合の指定した契約医療機関を利用しなければならない。なお、人間ドックを受診する際に下記(2)を併せて受診することができる。
- (2) 婦人科(乳がん・子宮がん)検診
- (3) PET検診
- (4) インフルエンザ予防接種

(補助金支給要件)

第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。

- (1)人間ドック 20才以上
- (2)乳がん検診(マンモグラフィ) 40才以上
乳がん検診(超音波エコー) 30才以上
子宮がん検診 30才以上
- (3)PET検診 20才以上
- (4)インフルエンザ予防接種

毎年10月1日から翌年1月末日までに実施した予防接種が対象。

(補助金の支給限度額および回数)

第4条 補助金の額は、第2条に基づき、受診者1人当たり、それぞれ下記の金額および支給回数を限度として、その実費相当額を支給するものとする。

- (1)人間ドック 男性25,000円、女性28,000円 年1回
- (2)乳がん検診(マンモグラフィ) 3,000円 年1回
乳がん検診(超音波エコー) 3,000円 年1回
子宮がん検診 3,000円 年1回
- (3)PET検診 30,000円 年1回
- (4)インフルエンザ予防接種 1,000円 年1回

(支給申請手続)

第5条 補助金の支給申請は次のとおりとする。

- (1) 人間ドックについては、被保険者等が受診する契約医療機関にて直接支給することとし、受診者は契約検査料金から補助金支給額を差し引いた額を負担する。
- (2) 乳がん・子宮がん検診については、被保険者が請求するものとし、別に定める申請書に所定事項を記入し、支払領収書を添付の上、組合に提出するものとする。
- (3) PET検診については、被保険者が請求するものとし、別に定める申請書に所定事項を記入し、支払領収書を添付の上、組合に提出するものとする。
- (4) インフルエンザ予防接種については、被保険者が請求するものとし、別に定める申請書に所定事項を記入し、支払領収書を添付の上、組合に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年3月1日より施行する。

以 上

令和 3年 3月 5日
北陸電力健康保険組合
理事長 光地 富子